# ○柳井地域広域水道企業団長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

平成２５年２月２６日

条例第１号

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３及び地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の１７の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるものとする。

（長期継続契約を締結することができる契約）

第２条　長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。

（１）事務用機器その他物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であると認められるもの

（２）前号の契約により借り入れる物品の維持管理に関する契約のほか、企業団施設の設備保守に係る契約その他の役務の提供を受ける契約で、翌年度以降にわたり経常的かつ継続的に役務の提供を受ける必要があると認められるもの

（契約期間）

第３条　長期継続契約を締結することができる契約の期間は、５年以内とする。

（委任）

第４条　この条例に定めるもののほか、長期継続契約に関し必要な事項は、企業長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。